



令和 2 年 12 月 24 日
 総合政策局公共事業企画調整課

「低騒音型建設機械指定制度」における不正表記について

国土交通省では、建設工事に伴う騒音対策として、騒音が相当程度軽減された建設機械を低騒音型建設機械として指定を行っております。今回、指定されていない12型式が指定型式として販売されていること判明しましたので周知いたします。

本制度は、低騒音型建設機械の利用を促進し、もって建設工事の現場周辺の生活環境の保全と建設工事の円滑な施工を図ることを目的として定めた「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示第1536号）に基づき、平成9年から指定を行っているものです。ヤンマー建機株式会社において販売されている12型式が、指定されていないにも関わらず指定された型式として販売していたことについて、販売メーカーから報告があったので周知します。なお、販売メーカーから低騒音型建設機械と誤認されない様にラベルの処置を実施するとともに、ユーザーへ周知するとの報告があったので、その対応を確認いたします。また、直轄工事に対して当該型式の使用について確認するとともに、地方自治体等へも周知してまいります。

◆【対象12型式】

機種	型式	販売者
発動発電機	YDG250VS-5E-W	ヤンマー建機株式会社
	YDG250VS-6E-W	
	YDG300VS-5E-W	
	YDG300VS-6E-W	
	YDG350VS-5E-W	
	YDG350VS-6E-W	
	YDG500VS-5E-W	
	YDG500VS-6E-W	
	YDG600VST-5E-W	
	YDG600VST-6E-W	
	YDG600VST-5E-CW	
	YDG600VST-6E-CW	

低騒音型建設機械指定制度の概要は、国土交通省のホームページへ掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

(問合せ先)

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 インフラ情報・環境企画室 吉永、東山
 TEL : 03-5253-8111 (内線24514、24554) 03-5253-8271 (直通)
 FAX : 03-5253-1551